

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月25日（平成28年（行個）諮問第58号）

答申日：平成28年6月6日（平成28年度（行個）答申第26号）

事件名：本人の労災申請における労働基準監督署等からの要請文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成15年に私の発症した腰痛（労災申請）における厚生労働省監督署又は労働局からの調査依頼（文書提出）等の要請文書その他。（関係文書）－特定課〔海上自衛隊 特定総監部〕」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月5日付け防人給第3169号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 本件文書は存在しないとのことだが、開示を受けた他の文書を見ると、厚生労働省文書と筆跡が同一であるとの結果を得ており、本件文書は存在するものと思われる。

イ 労災申請の際受けた聴取書の内容文字と海自から開示を受けた文書が、筆跡が同一との鑑定結果を得ており、本件文書は存在するものと推定される。

##### （2）意見書

異議申立人から、平成28年5月1日付け（同月6日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件文書に記録された保有個人情報の開示を求めるも

のであり、本件文書を探索したが、その取得及び保有について確認することができなかったことから、法18条2項の規定に基づき、平成27年3月5日付け防人給第3169号により不存在による不開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

## 2 本件開示請求について

(1) 異議申立人は、昭和51年特定月日A、停泊中の艦船の塗装作業中に発生した災害により公務災害認定を受けており、その事実は、同年特定月日B付けの公務災害発生報告書、同年特定月日C付けの公務災害補償通知書及び特定発簡番号（日付不明）により確認できる。

また、異議申立人は、昭和54年特定月日D付けで海上自衛隊を退職しているが、それまでの間の人事記録によると、当該公務災害に伴う傷病期間は、同年特定月日Eから同年特定月日Fまでと記載されている。

(2) その後、異議申立人は、公務災害に伴う傷病が再発したとする書面（以下「文書1」という。）を、平成15年11月に特定総監部に提出しているが、本件開示請求の記載から判断すると、異議申立人は、傷病の再発について労働者災害補償保険法に基づく保険給付の申請を行っており、本件開示請求は、当該保険給付申請を受けて行われた厚生労働省労働基準監督署又は労働局から特定総監部への調査、文書提出等の依頼文書等に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

## 3 本件文書の保有の有無について

(1) 本件文書については、海上自衛隊特定総監部特定課において、異議申立人に係る公務災害関係保管袋及び同課の行政文書ファイル管理簿を確認の上、同課内の机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、取得及び保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

(2) なお、本件に関連して、平成16年1月5日付け書面（以下「文書2」という。）で異議申立人より同課職員宛てに、異議申立人の腰痛に関する他の機関からの照会あるいは申立てについての問い合わせがあったが、同月6日付け書面（以下「文書3」という。）で同課職員より異議申立人宛てに、そのような事実はない旨を回答しており、その後においても当該照会等が行われた事実は確認できなかった。

## 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「労災申請の際受けた聴取書の内容文字と海自から開示を受けた文書が、筆跡が同一との鑑定結果を得て」いることを根拠として、本件文書は存在すると主張するが、「労災申請の際受けた聴取書」と「海自から開示を受けた文書」がそれぞれ如何なる文書を指しているのか不明である上、仮に「筆跡が同一との鑑定結果」を得ていたとしても、それをもって本件文書が存在する根拠となるものではなく、本件開示請求について

は、上記3のとおり、本件文書の存在を確認できなかったことから不開示としたものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月25日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月6日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月2日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件文書を取得及び保有していないとして、本件対象保有個人情報を不存在につき不開示とする原処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件文書は存在しているとして本件対象保有個人情報の開示を求めるが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件文書の探索について、処分庁が海上自衛隊特定総監部特定課において、異議申立人に係る公務災害関係保管袋及び同課の行政文書ファイル管理簿を確認し、同課内の机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、本件文書の存在を確認することができなかったと説明するので、公務災害関係保管袋の保存期間等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 公務災害関係保管袋とは、公務災害として認定した案件ごとに公務災害発生報告書等の関係書類を保管している紙又は樹脂製のフォルダである。

イ 文書1ないし文書3は、異議申立人の公務災害に関連する経緯等を把握するため、異議申立人の公務災害関係保管袋に保管されていたものであり、仮に、本件文書を取得又は作成していた場合には、それらも同保管袋に保管されていたであろうと考えられる。

ウ 公務災害関係保管袋に保管されている文書の保存期間については、現実的に可能な限り長期間保存し得る期間である「特定日（制度改廃）以後10年」と定めているところ、現時点において、災害補償に関する制度について特段の改廃はされていないことから、保存期間は満了していない。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に文書1ないし文書3の提出を求めさせ、当審査会においてこれらの記載内容を確認したところ、それぞれ次のとおりであった。

ア 文書1は、異議申立人が平成15年11月21日付けで送付したものであり、昭和51年に公務災害認定を受けた腰痛が「最近」再発したことを報告するとともに、当該腰痛について、他の機関から聞き込み又は調査等があったかどうかを関係部署に照会するよう求めるものである。

イ 文書2は、異議申立人が平成16年1月5日付けで特定総監部特定課の職員宛てに送付したものであり、上記アの再発した腰痛について、他の機関から当該特定課に照会等があったことを前提として、その時期及び回答内容を教示するよう求めるものである。

ウ 文書3は、文書2を受け、上記イの職員が平成16年1月6日付けで異議申立人宛てに発出したものであり、上記イの照会等はない旨を回答したものである。

(3) また、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり、上記(2)のやり取りの後においても、本件腰痛について、他の機関から特定総監部特定課に対して照会等があったことは確認できなかったと説明する。

(4) 以上を踏まえて検討すると、文書1ないし文書3の記載内容から、平成15年及び16年当時から、異議申立人が自己の腰痛に関して他の機関から調査等があった旨主張していたのに対し、特定総監部特定課の職員がそのような調査等はなかった旨回答していた事実が認められる。また、仮に本件文書が存在していたとすれば、異議申立人の公務災害に関連する経緯等に係る文書として、廃棄されることなく、文書1ないし文書3と同様に異議申立人の公務災害関係保管袋に保管されていたと考えるのが合理的である。

そして、異議申立人の公務災害関係保管袋を含めた上記(1)の本件文書の探索が特段不十分であるとはいえず、本件文書を取得及び保有していないとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとは認められない。

(5) したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子